

## 風俗営業許可の主な要件

### 1、人的要件 ～営業者及び管理者が下記に該当しないこと～

- ①成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ② 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は無許可風俗営業の罪、18歳未満の者に風営法における接待や接客業務をさせた罪、公然わいせつの罪、賭博の罪、略取及び誘拐の罪、人身売買の罪、児童買春の罪、外国人への不法就労の罪等各法令に規定される一定の罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者
- ④アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ⑤風俗営業の許可を取り消されてから5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合は、その役員であった者を含む）
- ⑥風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所の公示日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に許可証の返納をした者で返納の日から5年を経過しないもの
- ⑦風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所の公示日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に合併により消滅した法人又は許可証の返納をした法人の役員であった者で消滅又は返納の日から5年を経過しないもの（法人の分割についても同様に適用する）
- ⑧営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その未成年者が風俗営業者の相続人であって、その法定代理人が上記 1.～7. のいずれにも該当しない場合を除く。
- ⑨法人の役員のうち上記 1.～7.までのいずれかに該当する者があるもの

### 2、場所的要件

- ①用途地域が下記のいずれかであること
  - ・商業地域 ・近隣商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域
  - ・その他用途が指定されていない地域
- ②保全対象施設が周辺にないこと
  - <（東京都ルール）商業地域の場合、距離と保全対象施設は下記>
  - ・50m内 学校（大学を除く）・図書館・児童福祉施設（助産施設を除く）
  - ・20m内 大学・病院（第1種助産施設を含む）・診療所（病床数8床以上）
  - ・10m内 第2種助産施設・診療所（病床数1床以上7床以下）

### 3、構造的要件

- ・客室の内部が営業所の外部から容易に見通すことができない構造になっているか（ドアがガラスであったり、窓があったりする場合、黒シート等を貼ってあるか）
- ・客室の内部に見通しを妨げる設備がないか（客室内に1m以上のついたて等がないか）
- ・スライダックス（調光器）はないか
- ・客室内の明るさは十分か（5ルクス以上）
- ・客室が2室以上の場合、1室の面積は16.5㎡以上か
- ・客室の出入口に施錠設備はないか（ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については施錠設備 OK）
- ・騒音又は振動の数値が規定値内に維持されるため必要な構造設備になっているか
- ・営業所内に善良な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物はないか